

(平成 26 年 9 月 8 日 午前 10 時 45 分)

●議長 (小林幸雄) 休憩前に続き、会議を開きます。

通告の 2、永原和男議員。

- 1 土砂災害対策は大丈夫か
- 2 町独自の奨学金制度の創設について

議席番号 5 番・永原和男議員。

◆5 番 (永原和男) 5 番・永原和男です。只今、議長から許可を得ました二点について、質問をいたします。

今年の夏は、台風等による土砂災害が全国で発生し、尊い命が失われ、甚大な被害が発生をしました。ご冥福をお祈りするとともに、お見舞いを申し上げる次第であります。

当町においても、過去に、土石流災害が発生をしています。29 年前の昭和 60 年 7 月 20 日午後 9 時ごろ、霊仙寺山の屏風沢において土石流が発生しました。被害の状況は負傷者 2 名、住宅被害 153 棟、他建物 125 棟、公会堂全壊 1 棟、農地農作物・道路河川等の被害総額は 12 億 300 万円余と記録される大災害であります。また、平成 7 年の 7 月 11 日には、黒姫山の薬研沢等で、土石流災害が発生をしております。この災害は、関川、鳥居川、斑尾川等の河川氾濫災害も同時に発生した大災害でありました。南木曾町や広島市などの土石流災害の凄まじさを報道で知った多くの町民の皆様から、土石流災害への備えは大丈夫なのかと、心配する声を多くいただいております。紹介をしたいと思います。この方は、大雨が降ると、29 年前の土石流災害のことを思い出して、心配でならない。また、この方は、雨が降り続く夜は家族で眠れない。こう訴えております。また更に、今の災害は、災害は忘れた時にやってくるという諺ではなく、災害は忘れないうちにやってくるのではないかと、最近のゲリラ豪雨や山の荒廃をもとに、本当に心配をされる声が寄せられています。今、町民の最大関心の一つが、私は、この災害にあると思うわけであります。

そこで今回は、土石流災害に限定をして、現状の課題と避難等の対策について、伺っていきたいと思います。初めに、南木曾町や広島市などの土石流災害から、どのような教訓を引き出されたのかを、町長に伺います。

●議長 (小林幸雄) 松木町長。

■町長 (松木重博) 永原議員のご質問でございますが、まず冒頭、招集のあいさつの時にも申し上げたわけですが、南木曾町、また広島市、そして京都府・綾部市等々で大変、災害が発生し、多くの方々の尊い命が失われ、また、更に多くの方が被災をされたことにつきまして、亡くなられた方には心より哀悼の意を表し、被災された方にはお見舞いを申し上げたいというふうに思っております。

そこで、どのような教訓を得たかというご質問でございますけれども、私自身、この

8 月 8 日に、エックスレインという国の防災設備がございますが、この設備と言いますか施設が長野県には全然適用されていなくて、空白地域となっておるこの現状を、私と他 3 名の町村長で、国の方へ早期の運用をお願いし、更に、準天頂衛星という最新の施設が、今稼働しようとしておるわけですが、これを他に先駆けて、長野県に適用していただきたいということを、お願いしてまいりました。同時に、この町内にあっては、担当課に指示いたしまして、砂防ダムの堆積状況を把握できるように指示し、更に、砂防ダムの傷み、要するに、亀裂とか、あるいは、破損しているとか、そういう箇所の調査も指示したところでございます。以上です。

●議長（小林幸雄） 永原和男議員。

◆5 番（永原和男） 今、町長が南木曾町や広島市等の土石流災害から、当町にも、エックスレインですか、エックスレインの設置と早期の運用を求めたという話でありましたが、国の対応と言いますか、回答はいかがだったでしょうか。

また、もう一つ国のほうに求められたそうでありますが、私、正確に記録することができませんでしたので、その二点、ご答弁をお願いいたします。

●議長（小林幸雄） 松木町長。

■町長（松木重博） エックスレインというのは、若干欠点があるということを知りました。それは、どういう欠点かという、高い山とか、あるいは、高いビル街の陰になっている部分とか、そういう部分での把握はむずかしいと。長野県に、信濃町にということではなくて、長野県です、長野県に設備されなかったということは、長野県は山岳地帯が多いがために、それを稼働させても…という声を聞きました。それに代わる最新の設備と言いますか、観測施設ですね、準天頂衛星というもので、日本の上空に留まったままで、常に地球の回転と同回転で動きますから、静止衛星で、日本の上空にあるということで、この利点は、エックスレインと比較しますと、エックスレインは、250 メートルぐらいの、いわゆる地崩れと言うんですか、地割れと言うんですか、そういったものを捉えるんだそうです。ところが、準天頂衛星は、数センチで、ですから 4・5センチで、もう把握できると。そうすると、土砂災害の危険性をいち早く察知できるということで、準天頂衛星をお願いしたいと言ったわけでございます。たまたま私、天文的なことが好きなこともありまして、時々インターネットで天文の関係、あるいは、そういう JAXA の打ち上げた衛星のことや何かを耳にしたり、目にしたりしているわけですが、他の町村長さんは、何だそれ、というような顔をされておりましたけれども、国の方はよく知っていて、検討をしてみたいという、また、国会議員の先生は、国の方へ上げていきたいと、そのような回答をもらったところでございます。ただ、現実いつから適応になるかは、まだ不明確なところでございます。

●議長（小林幸雄） 永原和男議員。

◆5 番（永原和男） 大分専門的な話になりましたから、ちょっと修正をさせていただきます。この町に、土砂災害の恐れのある場所は、何箇所ほどあると把握をされておりましたでしょうか。伺います。

●議長（小林幸雄） 松木町長。

■町長（松木重博） そのことについては、担当課の方から、お答え申し上げます。

●議長（小林幸雄） 北村総務課長。

■総務課長（北村政光） 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定についてでございますが、これにつきましては、法律によりまして、県が基礎調査等を行いまして、その結果を市町村に通知するというところでございます。

私どもの町につきましては、平成 25 年 3 月に急傾斜地の崩壊と、それから土石流についての調査結果の通知を受けました。その結果でございますが、土石流の警戒区域につきましては 42 箇所、そのうちの 38 箇所につきましては、特別警戒区域ということでございます。それから、急傾斜地につきましては 259 箇所、そのうちの 197 箇所は特別警戒区域ということで、通知をいただいているところでございます。地滑りにつきましては現在、県がまだ告示しておりません。予定につきましては 10 月頃、説明会を開催するというところで、情報をいただいているところでございます。以上です。

●議長（小林幸雄） 永原和男議員。

◆5 番（永原和男） 今、土石流の恐れのある箇所が、県の調査に基づいて町が定めた所が 42 箇所というお話であります。これは、警戒区域の 42 ではありませんか。特別警戒区域を含めると、さらにこの警戒区域が膨らむのではないかと思うわけですが、今の答弁、正確にお願いいたします。

●議長（小林幸雄） 北村総務課長。

■総務課長（北村政光） 警戒区域は 42 でございます。その内数で、特別警戒区域ということで、38 箇所ということでございます。

●議長（小林幸雄） 永原和男議員。

◆5 番（永原和男） 分かりました。内数ということですね。そうしますと、土石流災害

に限定をして質問をいたしますが、42 箇所危険な箇所があるということであり、そこで伺いますが、最も土石流災害が心配な場所は、どこを想定をされておりますか。伺います。

●議長（小林幸雄） 北村総務課長。

■総務課長（北村政光） 特別警戒区域というのは、かなり危険だというふうに認識をしておりますので、どこという特定はしておりませんが、どこもかしこも危ないというふうに考えていただければと思います。以上です。

●議長（小林幸雄） 永原和男議員。

◆5 番（永原和男） 多分、そういう答弁がくるんだろうと聞いていたわけであり、今の答弁は、町内 42 箇所すべて土石流災害の心配があるというふうに、町が認識をしているという答弁だというふうに思います。

そこで、この土石流災害の箇所、42 箇所が、それでは防災上、万全の対策が講ぜられているのかどうかという観点から、質問を続けたいと思います。まず、防災施設の堰堤（えんてい）などの設置状況について伺いますが、堰堤（えんてい）、谷止工とも呼びましか、土砂ダムとも呼ぶケースがあるようであり、これらの防災施設の設置状況、十分に整っているとお考えでしょうか。

●議長（小林幸雄） 松木建設水道課長。

■建設水道課長（松木哲也） それでは、設置状況につきまして、お答えをさせていただきます。堰堤（えんてい）などの設置状況ということで、土砂災害警戒区域内の設置数でございますが、まず、黒姫ラベンダー園という施設がありますが、その上部の大滝川に 6 基、それから黒姫ファインパークさんの施設の横にある赤川という場所に 5 基、それから鳥居川の北側を流れ、長水という地域に至る湯の入川、薬研沢に 17 基、霊仙寺山です、霊仙寺から北信を経由して板橋に至る屏風沢 6 基、それからタングラムの下部、古海の方の集落へ向かう沢、内ノ巻川に 5 基、合計の 39 ということで、設置をされているということです。以上です。

●議長（小林幸雄） 永原和男議員。

◆5 番（永原和男） 今、建設課長から答弁をいただきましたが、そうしますと、この防災の施設は、建設課が所管だと考えてよろしいのでしょうか。国有林野内における、先ほど、大滝川ですとか赤川、あるいは屏風沢については、国有林野内であるというふうに思いますが、最後に出たタングラム、話が出ましたが、あそこは、私は私有地だと思

っているわけですが、民有地内につきましては、5 基だけでしょうか。例えば、地元の方が、おめが沢と呼んでいる、古海のお宮の裏の袴林道沿いの所は、この数に含まれるでしょうか。所管がダブっているかなと思うわけでありますので、正確な数字を求めたいと思います。

●議長（小林幸雄） 松木建設水道課長。

■建設水道課長（松木哲也） 私が先ほど申し述べた、内ノ巻川と違う河川であれば、ちょっと今手元に資料がないので、はっきりしたお答えができませんので、また確認をさせていただきたいと思います。

●議長（小林幸雄） 永原和男議員。

◆5 番（永原和男） 町が今回の質問に際して調べられたということに対しては、敬意を表したいと思います。しかし、その把握をされた数字が、正確なものかどうか、これは本当に重要なことでありますので再度、正確にお調べをいただきたいと思います。答弁は、すぐ求めませんので、お願いしたいと思います。

質問を続けますが、このように、国有林野内への施設、あるいはその他、民有地、信濃町には県有地、県有林もあるわけでありますが、民有林、県有林の中における防災施設も必要となってくるわけであります。国有林野内の施設については、国において、その施設を設置し、管理をされているわけでありますが、他民有林におけるこの施設設置等については、どこの部署が設置管理をされているのか、伺いたいと思います。

●議長（小林幸雄） 伊藤産業観光課長。

■産業観光課長（伊藤 均） 只今の質問でございますけれども、治山事業によって行っている事業がありまして、只今手元にございませんで、ちょっと保留ということで、後ほど報告させていただきたいと思っております。

●議長（小林幸雄） 永原和男議員。

◆5 番（永原和男） 私の質問は、今、治山事業というお話が出ましたが、治山事業を施行する部署はどこですか、ということを知っているわけです。国ですか、県ですか、町ですか。その三択であります。

●議長（小林幸雄） 伊藤産業観光課長。

■産業観光課長（伊藤 均） 今のところ、県で行っております。地元の要望で、県が行

っているところがありますので、後ほど報告したいと思います。

●議長（小林幸雄） 永原和男議員。

◆5 番（永原和男） そうしますと、信濃町の中には、繰り返しになりますが、国有地もありますし、県有地もありますし、民有地もあるわけでありましたが、国有地については国の森林事務所等が中心になって行っている、他については、治山事業ということで県と町が連携して事業を行っていると理解をして、質問を進めます。

それでは、町が国や県に対して設置要望をしている、このの所にも増設をしてほしいという設置要望をしている堰堤(えんてい)などの箇所数、併せて国と県が今後、設置計画をしている堰堤(えんてい)や谷止工などの箇所数を、これは年次別でなくても結構です、今後、県、国が何基ほど、何十基ほど計画しているか、具体的な数値についてお示しをいただきたいと思います。

●議長（小林幸雄） 松木建設水道課長。

■建設水道課長（松木哲也） それでは、先ほどの堰堤(えんてい)の関係で若干、部署は治山事業ということで、林務の関係もあるかと思うんですけども、うちの方で若干、調べさせていただいた経過がありますので、私の方で、お答えさせていただきたいと思います。只今、谷止工の設置についてのご質問でございますが、本年度、林野庁によって、黒姫ラベンダー園上部の大滝川に 1 基の谷止工を設置する予定ということで、今年度設置をされるということで作業に入っていると。今後の予定については今のところ、ありません。以上でございます。

●議長（小林幸雄） 永原和男議員。

◆5 番（永原和男） 今、国の計画予定は 1 基ということをお答えいただきました。県はありませんか。

●議長（小林幸雄） 松木建設水道課長。

■建設水道課長（松木哲也） 県については、聞いておりません。

●議長（小林幸雄） 永原和男議員。

◆5 番（永原和男） 先ほど土石流の心配な箇所が 42 箇所あるという数字が出ました。今後、この危険な箇所への砂防施設の建設予定の将来が分からないという話であります。今年度は、黒姫山中に谷止工 1 基という話でありまして、私、こういうことが問題だと

思うんですね。国や県が、それぞれの判断で設置をしていくという場合も、もちろんあると思うんです。それは、管理責任という立場から。しかし、先ほど紹介しましたように、この信濃町で生活をしている住民の皆さんが、大雨が降ると土石流災害のことを思い出すとか、あるいは、雨が長く降り続くと本当に夜も眠れなくて心配しているとか、そういう声があるわけでありますから、町が主体的に、国や県に働き掛けていくというスタンスが必要だろうと思うわけであります。

町が、国や県に対して設置要望をしているということは、そうしますと、ないというふうに考えていいのかどうか、伺いたいと思います。

●議長（小林幸雄） 松木町長。

■町長（松木重博） 先ほど、お答えいたしましたように、まず堰堤(えんてい)の堆積、これを掘り出したりすることが、埋まっている所ですね、堆積している所は浚渫(しゅんせつ)することが大事だろうということで、その調査を指示したところでございます。これが、浚渫(しゅんせつ)がされて、堆積物がなくなっていれば、相当の機能を発揮するものというふうに解釈しております。

●議長（小林幸雄） 永原和男議員。

◆5 番（永原和男） 町長の仰られるのも、そのとおりでらうと思いますが、しかし私は、攻勢的に積極的に国や県に対し治山事業を要望していく、そういうスタンスが大事だというふうに思うんです。町長の掲げている政治スローガンに、安心・安全がありました。その政治スローガンを実践をしていくという政治姿勢を強く求めたいと思います。

今、町長の答弁の中で、既存の施設の堆積しているものを除去してもらうことを要望しているという話がありましたが、実は私、過日、古海地区の住民の皆さんと共に、先ほど話のありました袴林道沿いの、地元の皆さんが通称呼んでいる「おめが沢」と「かげん沢」の、タングラムに行くところの沢ですね、「かげん沢」の堰堤(えんてい)を見てまいりました。すべての堰堤(えんてい)が満杯になっていましたが、こういう堰堤(えんてい)というものは、土砂が満杯になっていても、その機能は十分に果たすというふうに考えていいものかどうか、伺いたいと思います。

●議長（小林幸雄） 松木町長。

■町長（松木重博） 前段を私の方で、答えさせていただきたいと思います。南木曾町の災害でございますけれども、南木曾町長に伺った話ですが、実は今年の6月に、新しい堰堤(えんてい)ができておりました。ところが、それ以外に梨子沢の第1堰堤(えんてい)、それから梨子沢堰堤(えんてい)、この二つがすっかり埋まっていたということで、この二つに、もし堆積物がなければ、あれほどの災害にはならず、ちょっと水が川の上まで

増水したぐらいで済んだのではないかなということ伺いました。あの事故の後すぐ、これは県だと思えるんですけども、写真に出ていましたが、掘削作業、除去作業を行っている状態を見ました。後段は、担当課の方でお願いします。

●議長（小林幸雄） 松木建設水道課長。

■建設水道課長（松木哲也） それでは、砂防ダムの堰堤(えんてい)の中に砂礫(されき)が堆積された状態でも、防止する機能を有しているのかというご質問でございます。最近では、目的に応じて造られるかというように思うんですけども、堰堤(えんてい)を造ることによって河川の浸食力を小さくして、その中に、堰堤(えんてい)内に砂礫(されき)、土砂等が溜まって、それが実際に土石流の発生した時には、勾配が緩やかになると、そういうことで上流からの流れが穏やかになるというようなことであったり、それ自体で、両脇の山肌というか、山腹の脇が崩れないというような効果もあるようございます。なので、一時的に溜まっている状態でも、ある程度効果はある。ただ最近では、その溜まった状態では、効果がないのではないかとというようなご意見もありますので、今後、河川の全体の溜まり具合であったりとか、河川全体の計画の堆積量を調査したり、確認をする中で浚渫(しゅんせつ)、それから堰堤(えんてい)自体の増設というようなことを行っていく必要があるのではないかとこのように、お答えいたします。

●議長（小林幸雄） 永原和男議員。

◆5 番（永原和男） 私は、既存の防災施設の堰堤(えんてい)等が満杯になっている状況を説明をしました。今いただいた答弁は、満杯でも勾配を緩やかにする効果もあるんだということと、もう 1 つの学説として、そういう効果はあっても、十分に期待できないんだという学説があるという説明を受けました。それで、じゃあどうするのか、ということ、町において現状の調査をし、その対策を進めていくという話でありましたが、その後段の部分ですね。現在 42 箇所ですか。堰堤(えんてい)が 39 基設置、国有林野内も含めて行われているわけでありますが、これを今、担当課長が答弁されたように、町が調査をし、今後の対策を立てていくと理解をしいのか、再度伺いたいと思います。

●議長（小林幸雄） 松木建設水道課長。

■建設水道課長（松木哲也） 土砂の堆積状況ということで、調査をされているのかという話かと思えます。屏風沢での堰堤(えんてい)については、直近の調査で平成 19 年に現地を調査させていただきました。この際、先ほど、私が説明しました 6 基のうち 2 基については、堰堤(えんてい)上部から水が落ちているということで、上部まで堆積していると。その他については、3 分の 1 以下の堆積状況であったと。実際にもう 30 年近く経つわけです。20 何年という歳月を経てそれだけの堆積があるということでございます。



ましたが、しかしながら、直近の調査からもうすでに7年ほど経過するという中で、議員がご質問されたとおり、年内中には、流域調査を県と合同で行っていくという予定にしております。以上です。

●議長（小林幸雄） 永原和男議員。

◆5 番（永原和男） 大変、力強い答弁をいただいたと思うんですね。年内中には県の専門の職員も交えて、信濃町における土砂災害の防止、施設が十分に機能するかどうかを調査するということでもあります。ぜひ、この調査、大変な山の中に入っただけの調査で、大変な部分もあるでしょうが、期待をしたいというふうに思います。ちょっと気になること一点があるんですが、課長、屏風沢に国が設置した堰堤(えんてい)の数は6基はありません。これは些細なことですから、私の認識は3基でありますので、また調査をお願いしたいと思います。

さてそこで、今、施設のハード面についてのことについて質してきたところであります。南木曾町、あるいは広島市等の今年の夏の災害を私も見聞きしている中で、教訓として私が感じたことは、一つは、それらの危険な状況が、そこに住む住民にどういうふうに周知をされていたか、それと、どういった基準に基づいて避難情報を出したか、その二点は、私自身としては、非常に教訓とすべきことだなというふうに思ったわけです。後半は、その二点について、質問をしていきたいと思いますが、土石流災害に限って質問をしますが、ハザードマップの作成は、どのようにされ、どのように住民に周知されているかを、最初に伺います。

●議長（小林幸雄） 北村総務課長。

■総務課長（北村政光） 町全体のハザードマップにつきましては、先ほどまだ地滑りが告示されていないという状況でございますので、それが出来上がった後に、ハザードマップを作りたいというふうに考えているところでございまして、27年ぐらいになるのかなという認識でございます。以上です。

●議長（小林幸雄） 永原和男議員。

◆5 番（永原和男） 当町においては、ハザードマップが作成されていないということがあります。そのハザードマップが作成されていない理由について、簡潔にご答弁をお願いします。

●議長（小林幸雄） 北村総務課長。

■総務課長（北村政光） 今、申し上げましたように、まだ地滑りの調査が、結果が出て

いないということでございます。

●議長（小林幸雄） 永原和男議員。

◆5 番（永原和男） 確かに、土砂災害の中には地滑りもあるわけですが、土石流急傾斜地等については、昨年ですか、25 年の 3 月に告示をされているわけでありまして、他の要件について、今後の調査の具合、進展状況について、お伺いをいたします。

●議長（小林幸雄） 北村総務課長。

■総務課長（北村政光） 今後の予定ということでございますと、10 月に地滑りについて結果が出ると思いますので、説明会を開く予定でございます。

●議長（小林幸雄） 永原和男議員。

◆5 番（永原和男） それで、それらの資料をもとに、ハザードマップを平成 27 年中には作りたいという答弁でありました。そこで私、これは県下の、ある町のハザードマップです。私が聞く範囲内では、ほとんどこのスタイルです。私が、このハザードマップを見せていただいた時に、私もある程度この町の地理については承知をしている立場で、これを見たんですが、本当に分かりづらいですね。それで、1 枚の図面の中に、いくつかの災害を重ねてある。河川による氾濫洪水まで重ねてあるというような中で、非常に分かりづらいと思うんです。27 年に、ハザードマップを作成するということですので、ぜひ分かりやすいハザードマップを。これ業者任せになってしまうと、多分こういうふうになると思うんですね。業者にある程度委託しなくてはならない部分も発生するという事も分かりますが、ぜひ町が攻勢的に、住民の皆さんに分かりやすい情報を提供するという立場を堅持して、攻勢的に業者の方に注文をしていくという、そういう姿勢が大事だなというふうに思うわけでありまして。ハザードマップにつきましては、27 年に作成ということですので、さっき言いましたような点について、期待をしていきたいというふうに思います。

次に、災害が起きる可能性のあることを、勧告をしたりする基準のことです。当町において、それらの基準がどのように定められていますでしょうか。具体的に、かつ簡潔にご答弁を願いたいと思います。

●議長（小林幸雄） 北村総務課長。

■総務課長（北村政光） 発令の基準等でございますが、まず区分で申し上げますと、避難準備情報、それから避難勧告、それから避難指示、この三つになります。

基準で申し上げますと、避難準備情報につきましては、大雨警報が発令され、湧き水、

地下水が濁りはじめ、量が変化した等の前兆現象が確認された時ということでございます。次に、避難勧告でございます。これにつきましては斜面崩落、斜面のはらみ、擁壁、道路等にクラックが発生等の前兆現象が確認された時。また、降雨状況について、土砂災害発生危険基準線というのがあるんですけども、それを越えた時ということになりまして、この基準等につきましては、長野県の河川砂防情報ステーションの方で提供するというところでございまして、そちらの方から、私どもが入手するという状況でございます。それから、避難指示でございますが、土砂移動現象、山鳴り、流木、斜面の亀裂等の前兆現象が確認された時。また、土砂災害が発生した時、ということになっております。また、国の方でガイドラインが示されまして、若干変わっているわけですが、それについても…よろしいですか。以上です。

●議長（小林幸雄） 永原和男議員。

◆5 番（永原和男） 今、説明を受けまして、私の感想ですが、とつても分かりづらいものだというふうに思うんですね。私は、今マスコミ等の中でも言われていますが、町として、そういう基準はある程度、持つなら持つでもいいんですが、住民に分かりやすい、住民も、なるほど、というようなものを作っていく必要があると思うんですね。最近言われているのが、土石流災害においては、降る雨の量で定めたらどうだろうかということが言われています。県下の中でも、それらの、今総務課長から答弁をいただいたような内容では住民は分かりません。住民の皆さんにも、雨の降る現状を理解していただいて、準備をしたり、避難をしたりすることを分かっていたら、降雨量で設置する動きがあります。

時間がありませんから、一つ紹介をしたいというふうに思うんですが、昭和 60 年 7 月 20 日の、通称・板橋の災害と言われる屏風沢災害ですが、私が、地方气象台に問い合わせたところ、その日は、午後の 4 時まで、全く雨が降っていないんですね。それで、16 時から 17 時の間に 35 ミリ降り、21 時から 22 時の間に 46 ミリ、この日 110 ミリ降って、あの災害が発生をしているわけです。また、これはちょっと比較の対象にはなりません、平成 7 年の 7 月 11 日の時の災害、これを土石流災害という立場から見ますと、この日は 124 ミリの 1 日当たりの降雨量があるんですね。細かな数字は申し上げませんが、ここで私が言えると思うのが、よく国道等を走っている時に、通行制限をかけていますよね。時間当たりの雨量何ミリ、あるいは日当たりの雨量何ミリの場合には、交通制限をかけますよというようなことで、理解と表示を求めています。私は、ああいうような工夫を、住民の皆さんとの共通の認識の中で、作っていく必要があるんだろうと思うんですね。

屏風沢災害の話に戻しますと、屏風沢は午後の 9 時に災害が発生をしたわけでありまして。21 時の直前に、役場へこの災害の地鳴りのことを通報してきた方がおります。北信にお住いの N さんという方です。板橋で土石流の災害を目視し、その時、自分の腕時計で 9 時 5 分ということを確認をしている T さんという方もおいでになります。この板

橋の災害の時を振り返ってみますと、時間的に言いますと土石流災害が 9 時前後に発生しているわけでありますが、16 時から 17 時の間に降った雨の量が 35 ミリなんです。例えば、35 ミリというふうに設定をすると、この時点で、避難の準備を促したり、勧告を要請したり、そういうことが、できていくんだろうというふうに思うんです。是非とも、そういうことを参考にお願いをしたいと思います。

その次に、雨量計の設置の問題であります。今インターネットで見ますと 3 箇所ありますが、どこどこに設置をされておるのか、教えていただきたいと思ひます。

●議長（小林幸雄） 松木建設水道課長。

■建設水道課長（松木哲也） 雨量計の設置についてでございます。今、インターネット上で公開されて、皆さんがご覧になっているものであると、柏原が 2 箇所、古海が 1 箇所という形で出ていますが、柏原の 1 箇所につきましては気象台がアメダスとして設置したものです。それから、もう一つ、県の砂防関係で設置したものが 1 箇所、それから古海に 1 箇所ということで、3 つ設置されたものが公開をされているということで、アメダスにつきましては、柏原小学校の裏側ですね。昔の学校があった所でございます。それから、もう一つ柏原につきましては、おらが庵の近くに設置されています。それから、古海につきましては、古海の集落上部の、県の除雪ステーションの付近ということでございます。以上です。

●議長（小林幸雄） 永原和男議員。

◆5 番（永原和男） 私がほっとしたのは、古海に設置してあるというのは、非常にほっとしました。柏原に集中的に 2 箇所あるのは、ないよりはあった方がいいのですが、例えば、黒姫山腹に 1 つ、霊仙寺山腹に 1 つというふうに、雨量計の設置もぜひ、県の方に呼びかけて、働きかけていってほしいというふうに思ひますが、いかがでしょうか。

●議長（小林幸雄） 松木建設水道課長。

■建設水道課長（松木哲也） 議員ご指摘のとおり、同じ場所で計測するのではなくて、町内色々な所で計測するのがいいのかなというふうに、私の方も考えますので、県の方へと要望を行ってまいりたいと思ひます。

●議長（小林幸雄） 永原和男議員。

◆5 番（永原和男） それでは、次に、2 つ目の奨学金の問題について質問をいたします。この奨学金制度については、今議会において、条例制定案が出されております。私、ここまで、制定まで努力をされたその努力については認め、敬意を表するところでござい

ます。そこで、三点ほど伺いたいと思うのですが、この制度を創設した、あるいはしようとする町長の思い、熱い思いを是非、聞かせていただきたいと思います。

●議長（小林幸雄） 松木町長。

■町長（松木重博） ご期待に添えるような熱い思いかどうか、それはともかくとしまして、まず最初に、議員に対してでございますが、議員におかれては、昨年の初議会以来、熱心に子供の教育に関し、一貫してこの問題について訴えてこられたその姿には、敬意を表するところでございます。

そこで、議員もご存じのとおり、国民は、憲法 26 条にて、その能力により、等しく教育を受ける権利を有しております。私も、議員のおかげで、いろいろ学ぶ機会を与えていただき、心より感謝申し上げます。今回、この制度に取り組む中で、信濃町に生まれ育った子供が向学心に燃えている時に、経済的理由で学べないというのは、大変気の毒なことと、私も思います。その意味では、今回の制度が、少しでも希望の光となってくれることを、期待しております。

●議長（小林幸雄） 永原和男議員。

◆5 番（永原和男） もっと熱いものを期待したわけではありますが、しかし、憲法 26 条をこの町において、施策として具現化したという点、私は、大変この点について、敬意を表するものであります。

そこで、この制度設計に当たった教育委員会に伺いたいんですが、今、町長は憲法 26 条を具現化したというふうにありましたが、今度、教育基本法という立場において、この制度の中で、どのように具現化をされたのかどうか、伺いたいと思います。

●議長（小林幸雄） 小林教育次長。

■教育次長（小林義之） 教育基本法につきまして、第 4 条で国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって、就学が困難なものに対して、奨学の措置を講じなければならないと規定されています。教育委員会につきましては、長の指示を受けまして、無利子で貸与型の奨学金制度を創設したところでございます。制度内容につきましては、基金条例案で説明したとおりであります。向学心を有しながら、経済的な理由で、就学が困難な者に対しての奨学金制度であり、教育基本法に規定する目的で制定したものでございます。

●議長（小林幸雄） 永原和男議員。

◆5 番（永原和男） 憲法も教育基本法も、今回制定しようとする条例の中に生かされて

いるということでありませう。私は、期待したいと思ひますが、そこで具体的に質問をいたしませう。国立大学の年間授業料と初年度の入学金、最新の情報でいくらというふうには把握をされておひませうか。

●議長（小林幸雄） 小林教育次長。

■教育次長（小林義之） 文部科学省の 24 年度の調査では、国立大学の授業料は、年間 53 万 6000 円、入学金が 28 万 2000 円、合計 81 万 8000 円、私立大学につきましては、文系、理系等で違ひはありますが、平均で授業料が 86 万円、入学金が 26 万 8000 円、合計で 112 万 8000 円でございます。

●議長（小林幸雄） 永原和男議員。

◆5 番（永原和男） ありがとうございます。制度設計をされた教育委員会も、憲法と教育基本法の理念にのっとして、町のこの条例を作られたということでありませうが、私、提案説明の中で説明を受けた中では、年間 60 万円でありませう。年間 60 万円。国立大学の初年度の入学金、授業料も賄えない状況があるわけですね。更に私は、この条例を見せていただく中で、第 6 条の第 1 項の第 5 号、これは非常に、先ほど言われた憲法や教育基本法の理念を、この第 5 号は反映しているのかどうかというのは、非常に私、疑問に感じました。今、町が作ろうとしている制度は、日本学生機構等他の団体から、学資の貸付、又は、給付を受けているものは使えないという内容のものでせう。是非とも、この辺のことを、今後の制度改正に向けて、ご検討をいただきたいというふうには思ひませう。また、これは要望をしておきませう。

提案説明の中に、これは貸与型でいくんだが、一定の期間を経た後、給付型に移行することも考えているんだという説明がありました。その点について、ちょっと簡潔に説明を受けたいと思ひませう。

●議長（小林幸雄） 小林教育次長。

■教育次長（小林義之） 奨学金の返済につきましては、先ほど議員が申されたように、給付型という形ではなくて、10 年間に信濃町におられて償還が終わって、引き続き信濃町に居住する者につきましては、その後、通常 4 年制の大学で 5 万円を貸与した場合は、14 年間で返済になりますけれども、その残った 4 年間分につきましては、減免をするということでございます。給付をするという考え方ではなく、制度的には減免の制度を使うということで、ご理解をいただきたいと思ひませう。

●議長（小林幸雄） 永原和男議員。

◆5 番（永原和男） 制度設計上、条例との関わりで、そういう文言は条例上はないです

よね。条例上はない。それをうたわれるのは、多分規則の中でうたうのだと思うのですが、条例にないものを規則でうたう、これそのものが、法に触れるのではないのでしょうか。

●議長（小林幸雄） 小林教育次長。

■教育次長（小林義之） 基金条例の中には、第 9 条で、貸付金の償還という項目で、償還しなければならない。その他、但し書きで、町長は死亡その他の事情を考慮して、償還金の全部、または一部の償還を免除することができるということで、こちらでうたっているものでございます。

●議長（小林幸雄） 永原和男議員。

◆5 番（永原和男） 今、説明を受けて、なるほどなと思いました。しかし、私、そういう良いことは、ぜひ条例の中に書き込んでいく努力が必要だと思うんですよ。そういう良いことをやろうとしているわけですから。ひょっとしてこれは、長野県下の中でも、最初のケースだというふうに思いますよ。今、教育長は他にもあるというようなことでございました。しかし、こういうことは、町民にも喜ばれることなんです。それで、こと教育のことだけではなくて、この町が今後、人口を確保していく上でも、重要な施策であろうというふうに思うんですね。人口確保の特効薬はないと思います。こういうような一つひとつの施策の積み重ねが、人口増につながるんだというふうに思うんですね。是非、その点も今後の課題として、検討いただきたいと思います。

残り時間がわずかになりましたが、まとめさせていただきますが、この土石流災害、それは、県の専門的な立場の援助を得て、調査をするというのが分かります。この 10 月には、その地滑りですか、その結果が出るということでもありますので、十分に住民の皆さんに説明をされ、理解を得た上で、町長も政治的決断をし、告示をされていかれることを望みます。それと併せて、ハザードマップの作成、これは是非、業者任せではなくて、本当に分かりやすいハザードマップの作成にご尽力をいただきたいと思います。それで、ハザードマップの中には、避難場所も指定したり、避難経路も指定していくわけですから、土石流災害のように大きな災害が、川幅広く、どーっと来るような場合、そのエリアの中に公会堂が入るかどうか、ここも重要なポイントだと思います。29 年前には北信地区の公会堂が、土石流で流されて全壊をしたわけですよね。それらのことも含めて、是非私は、ここは住民の皆さんと膝を交えて話し合っ、これは住民と対立する問題ではありませんから、ハザードマップ作りにご尽力をいただきたいと思います。併せて、国や県に対して、私はもっと積極的に施設を要望していいと思うんですよね。私、この質問に際して、他の町に年間、どのくらい要望しているかということ、聞いてみました。その町は年間、数基、要望しているんです。担当者の方は言っていました。要望をしなければ、国や県は動かないと。国や県も主体的に管理をする立場から、建設を考慮している部分、建設に踏み切った部分はあるというふうに思いま

すが、是非ここで暮らす住民の安全を守る見地から、調査の上、積極的に国や県に対して、土砂災害防止施設の増設、あるいは改良を訴えていただきたいと思います。

次に、奨学金の問題であります。冒頭、申し上げましたように、奨学金制度を作られたということに対しては、敬意を表するわけですが、しかし、まだまだ私は、改善点があるというふうに思うわけでありまして、引き続きこの町に住み、向学心を持っている学生、あるいはその家族を支援するという意味で、この条例の整備、より使いやすいものしていくという立場で、より一層の奮闘をお願いをしたいというふうに申し上げまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

●議長（小林幸雄） 伊藤産業観光課長。

■産業観光課長（伊藤 均） 先ほど、答弁の中で、保留させていただきました治山事業の関係でございますけれども、町内に 3 基、林務課との調査で設置されておりますので、そういうことでお願いします。

●議長（小林幸雄） 関連質問のある方。4 番・佐藤議員。

◆4 番（佐藤武雄） 議席番号 4 番・佐藤武雄、関連質問が許されましたので、永原議員の関連質問を行いたいと思います。

先ほどの、県の視察ということで、県も方々で土砂災害があるので、急に何か視察に来ると。視察の折に、立ち合いというか、山林に立ち入るので、その辺の許可もしてくれという通達があったようです。それで、私の地元の古海地区・内ノ巻川には、砂防堰堤(えんてい)が 6 基です。袴岳の通称「おめが沢」の所には 5 基あっても、皆満杯です。町の方でも、もう何回も見に来ておられて、分かっていると思いますが、ほとんど満杯になっております。それで、あと流木、風倒木も大変あるわけですね。その辺と、川の石垣ですね。石積み、野面積みになっている石積みも大分崩れているので、その辺も是非、県と一緒に立ち会っていただきたいと思います。それと、まだ全然谷止工とか、砂防堰堤(えんてい)が設置されていない川も多々あるので、うちの方も 3 本、4 本ぐらいありますので、その辺も、できれば地元の人と三者ぐらいで、町と県と立ち会って、見ていただければいいと思うんですが、その辺の考えをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

●議長（小林幸雄） 松木建設水道課長。

■建設水道課長（松木哲也） それでは、お答えいたします。先ほど、こちらの方で答弁をいたしましたそれぞれの設置された堰堤(えんてい)については、地元、また議員さんの方からご指摘をいただく中で、現地調査をさせていただきますし、また県とは、そういった調査の結果、町で要望する箇所については、県の担当者と一緒に現地を調査する



中で、町からの要望という形で上げさせていただくということで、お願いします。また、そういった箇所が他の場所でもあるようでしたら、こちらの方へご連絡をいただければ、町のそれぞれの担当者が調査した上で、県要望という形で上げさせていただきたいというふうに思います。よろしくお願いいいたします。

●議長（小林幸雄） 佐藤武雄議員。

◆4 番（佐藤武雄） ということは、今申し上げました流木、風倒木、それから土砂、それと川の石積みの野面積みの崩れている所、それから、まだ谷止工が設置されていない所も含めて調査していただくということで、よろしいんでしょうか。再度、お願いをいたします。

●議長（小林幸雄） 松木建設水道課長。

■建設水道課長（松木哲也） 建設部門での調査、また林務部門、それぞれまた担当が分かれる部分があるかと思いますが、ご指摘のとおり、調査をさせていただいて、要望を上げていきたいと思います。よろしくお願いします。

●議長（小林幸雄） 佐藤武雄議員。

◆4 番（佐藤武雄） 分かりました。よろしくお願いします。ありがとうございました。

●議長（小林幸雄） 以上で、永原和男議員の一般質問を終わります。  
この際、申し上げます。昼食のため、午後 1 時まで休憩といたします。

(午前 11 時 49 分)